

## 「18歳選挙権」の実現を求める意見書

政治に対して青年の意向が正しく反映されることは、政治の活力を高める上で重要である。

選挙制度をはじめとして、政治・行政制度そのものが、青年層の意向を的確に反映する仕組みに欠くことは青年をして一層、政治への関心を遠ざけるものになると言わざるを得ない。

1946年から施行された我が国の「男女20歳選挙権」は、すでに52年を経過した。その間、世界においては、「18歳」を社会的成人とみなして、世界170カ国の92%にあたる156カ国において、すでに選挙権を「18歳かそれ以下」に付与しており、「20歳選挙権」を維持しているのは先進国中、我が国のみである。このことは、青年の投票率の低さの要因の一つになってきたといわざるを得ない。

特に今後、我が国においては少子高齢化が急速な勢いで進み、高齢有権者の(例、65歳以上 = 1998年16.2% 2025年27.4%)が若年有権者の比率(20~29歳 = 1998年15% 2025年10%)を大きく上回り、若い世代の声がますます政治の上で反映しにくくなってくる懸念されている。

したがって若年世代の声をもっと政治に反映する必要がある。「18歳以上」に選挙民の層を広げることで、約350万人の新有権者を確保することが可能となり、議会制民主主義の活性化に大きく資することとなる。

この「18歳選挙権」については、先頃、故小渕恵三前首相の委嘱による「21世紀日本の構想」懇談会からも提唱されているとおりである。

よって、本市議会は、政府に対し、被選挙権年齢の引き下げも含めて、「18歳選挙権」について早急に検討し、実現するよう強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成12年 6月28日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男